

いかるが

斑鳩



7月号の目次

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 2 | いざという時のために知っておこう！
成年後見制度 - 特集1 |
| 4 | 第7期介護保険事業計画・
高齢者福祉計画 - 特集2 |
| 8 | パゴにつき |
| 10 | 世界文化遺産登録25周年！ |
| 11 | 斑鳩文化財センターだより |
| 12 | 住民活動センターだより |
| 13 | 図書館だより |
| 14 | まちの情報 |
| 15 | 平成31年度町職員募集 |
| 17 | 7月は社会を明るくする運動
強調月間 |
| 18 | 保健センターだより |



斑鳩西幼稚園 お茶会



いざという時のために

知っておこう！成年後見制度

こんな心配ありませんか？

一人暮らしの母の判断能力が落ちてきて、悪徳商法の被害にあわないか心配。

今は元気だけれど、将来、認知症や身近に老後を任せられる人がいなくて不安。



知的障害を持つわが子のために、私たちが亡くなった後も子どもの生活や財産管理をまかせたい。

A 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。ここでは、法定後見制度について紹介します。法定後見制度は、すでに判断能力が十分ではない人が対象となり、本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分かれます。それぞれ、成年後見人、保佐人、補助人（成年後見人等）が選任されます。

Q 成年後見制度にはどんな内容があるの？

A 認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や介護サービスを利用する時の契約などが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、判断できずに契約を結んでしまい、詐欺や悪徳商法の被害にあう恐れもあります。成年後見制度は、判断能力が不十分な人を保護し、支援するための制度です。

Q 成年後見制度ってどんな制度？

A 成年後見制度の家庭裁判所への申し立てについては、本人や親族などによる申し立てを原則としていますが、申し立てを行う親族が存在しない場合や、本人に申し立てを行う判断能力がない場合などがあります。その場合は、本人や親族に代わって、町長が申立人となる場合もあります。



Q 成年後見の申し立てをする人がない場合はどうすればいいの？

A 成年後見人等の選任は、本人や配偶者、四親等以内の親族が、家庭裁判所への申し立てを行い、家庭裁判所での審判を経て、家庭裁判所が選任します。選任される成年後見人等は、親族以外にも弁護士、司法書士などの専門職や法人が選ばれる場合があります。なお、申し立てを行う家庭裁判所は、本人の住所地を所管する家庭裁判所になり、斑鳩町在住の人の所管は奈良家庭裁判所です。

Q 成年後見人等には、どのような人が選ばれるの？

● 成年後見人等に与えられる法的な権限

後見の申し立てがあった場合、家庭裁判所の審判によって、選任される成年後見人等には、左記のとおり、本人の支援に必要な権限（代理権・同意権・取消権）が、認められた範囲で付与されます。

後見制度の類型		後 見	保 佐	補 助
利用できる人		日常生活で、判断能力がほとんどない人	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人	日常生活で、判断能力が不十分な人
支援する人		成年後見人	保 佐 人	補 助 人
与えられる権限	代 理 権 (※1)	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた行為
	同意権・取消権 (※2)	日常生活に関する行為(※3)以外のすべての行為	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた行為

- ※1 代理権…成年後見人等が、本人に代わって法律行為を行う権限です。例えば福祉サービスの利用にかかる契約や費用の支払いなどがあります。
- ※2 同意権・取消権…成年後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取り消し、無効にする権限です。
- ※3 日用品（食料品や衣料品など）の購入などは取り消しの対象になりません。

平成30年4月から 広域連携により新たな相談窓口が 開設されました！

～ 成年後見制度の利用のお手伝いをします ～

身近な地域で安心して支援が受けられるよう、平成30年4月から、広域近隣町と共同で、法人後見センター（権利擁護支援センターななつぼし）の運営を支援しています。

法人後見センターでは、成年後見等の申し立てや、法人による成年後見人等の相談を行っていますので、気軽にご相談ください。

また、権利擁護支援センターななつぼしでは、成年後見制度に関する相談のほか、身体障害者と知的障害者の相談についても、斑鳩町の委託を受けて行っています。

権利擁護
支援センター
ななつぼし
☎0745-72-2390
三郷町勢野北5-6-14
ちいろば園内



● その他の相談窓口

【斑鳩町役場】 地域包括支援センター（高齢者担当） ☎0745-74-5666
福祉子ども課（障害者担当） ☎0745-74-1001（☎内線127）

【家庭裁判所】 奈良家庭裁判所（受付・手続案内係） ☎0742-88-6521

※家庭裁判所では、成年後見等の申し立てにかかる「申立セット（申し立てにかかる各種様式やその記載例、申し立てに必要な添付物の案内など）」が用意されています。

斑鳩町介護保険事業計画・

高齢者福祉計画を策定しました

すべての住民が、

すこやかに、いきいきとした

生涯を送ることが出来る

まちづくりをめざして

わが国では、世界でも例を見ない速さで高齢化が進行しており、2025年には高齢化率が30.0%に達すると見込まれています。

第7期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画の期間として、高齢者人口の急激な増加に直面している斑鳩町で、サービスや支援を必要としている人々が地域包括ケアシステムにおける「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」のネットワークとつなが

り、その人らしい暮らしをいつまでも続けられる社会の実現をめざします。

また、斑鳩町のすべての住民が一人ひとりの尊厳の尊重と地域とのつながりを感じながら高齢期を迎えることができ、高齢になっても自立と社会参加が可能となる高齢者福祉の推進をめざします。

今月号では、この新しい斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画を中心にお知らせします。



第7期事業計画の概要



基本的な考え方と方向性

この計画は介護保険の保険給付や介護予防などに関する介護保険事業計画と自立生活の支援や生きがい対策なども含めた高齢者福祉計画を合わせ、総合的な事業計画として策定しました。

◎基本理念

「すべての住民が、すこやかで、いきいきとした生涯を送ることができるまちづくり」

◎施策の目標

- ① 地域包括ケアシステムの推進
- ② 地域包括支援センターの機能強化
- ③ 医療と介護の連携強化
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業の提供体制の充実・強化
- ⑤ 健康寿命の延伸をめざした健康づくり・介護予防の強化
- ⑥ 健康づくりや疾病予防、介護予防による心身の健康の保持増進
- ⑦ 高齢者がよりよく暮らせるための介護予防事業の推進
- ⑧ 要介護度の重度化防止をめざした介護予防サービスの提供
- ⑨ 心身の状態に応じた適切で効果的な介護サービスの提供
- ⑩ 介護予防と自立生活を支援する居

宅サービス

- 個人の生活と心身の状態をふまえた施設サービスや地域密着型サービス
- ④ 認知症高齢者が地域で安心して暮らせる支援体制の充実

- 認知症ケア・認知症高齢者の支援の推進
- 認知症に関する啓発・認知症予防の取り組みの推進
- 認知症の早期発見・早期治療体制の充実と症状に応じた医療・介護の提供

- ⑤ 住み慣れた環境での自立生活の支援

- 高齢者一人ひとりのくらしの実態や心身の状態に応じたケア体制の充実
- 既存住宅のバリアフリー化などによる生活環境の整備
- 家族介護者の介護方法の習得や負担の軽減に対する支援

- ⑥ 社会参加と生きがいづくりの支援

- 地域でのふれあい・交流の促進
- 生涯学習・生涯スポーツの推進
- 就労、ボランティア活動への参加の促進

- ⑦ 暮らしと健康の安心を支える総合的な支援体制の充実

高齢者の人口推移等は…

- 地域包括ケアシステムの体制強化
- 安心して支援・サービスを利用できる相談・支援体制の強化
- 介護給付適正化事業

斑鳩町の平成30年度以降における65才以上（第1号被保険者）人口・要介護認定者の推計は左の表のとおりです。

今後も高齢者人口および要介護認定者は増加していく傾向にあり、それにあわせて介護サービスの需要やその費用も増加していくことが見込まれています。

65才以上人口、要介護認定者などの推計

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
65才以上人口 (第1号被保険者)	8,295 人	8,362 人	8,429 人
要介護・要支援 認定者	1,573 人	1,588 人	1,616 人

介護サービスの見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	5182.4回	5457.8回	5806.2回
訪問看護	820.0回	1001.0回	1225.2回
通所介護	2303.9回	2392.7回	2602.3回
短期生活介護	565.6日	572.6日	636.8日
福祉用具貸与	380人	401人	417人
居宅介護支援	611人	635人	651人
特別養護老人ホーム	130人	138人	147人
老人保健施設	63人	67人	72人

※上記の数値は1月あたりの利用数（見込）

今後の介護保険のサービス量の見込みは

平成30年度から平成32年度までの介護保険のサービス量を、これまでの給付実績、今後の高齢者数・要介護等認定者数推計、各種サービスの利用者数などをもとに算出した結果、左の表のような見込みになると考えています。

高齢者福祉サービスの推進

だれもが寝たきりや認知症にならず、健康でいきいきとした日々を送ることができるよう、次のような生活支援事業や介護予防事業、ひとり暮らしの高齢者などの安否を確認するためのサービスなどを提供していきます。

自立生活の支援

- 軽度生活援助事業
- 訪問美容サービス事業
- 愛の訪問サービス事業
- 乳酸菌飲料の配布（安否確認）
- 緊急通報装置貸与事業
- 配食サービス事業 など

家族介護者に対する支援

- 家族介護教室の開催
- 家族介護用品の支給 など

介護予防事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 訪問型サービス
- そうじ、洗たく等の支援
- 通所型サービス
- 機能訓練や集いの場 など

- ・その他の生活支援サービス
- ・栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者の見守り など

その他の事業

- 一般介護予防事業
- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域包括支援センターの機能強化
- 高齢者やその家族に対する総合相談、支援の窓口として、地域包括支援センターの機能強化をはかり、保健・医療・福祉・介護の向上と、高齢者の健康増進・介護予防に必要な支援を総合的に行う拠点として、主に次のような事業を実施します。
- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談・支援事業
- ・虐待防止・権利擁護事業
- ・地域のケアマネジャーの支援 など
- 認知症ケア・認知症高齢者の支援の推進
- 認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、徘徊高齢者家族支援事業や、認知症に関する正しい知識の普及、認知症の予防に取り組みます。

社会参加と生きがいづくりの支援

- 地域でのふれあい・交流の促進
- ・百歳・米寿・結婚50年慶祝事業
- ・敬老式典の開催
- ・高齢者優待利用券等の交付
- ・老人クラブ活動への助成 など
- 生涯学習・生涯スポーツの推進
- ・公民館教室・生涯学習講座の運営
- ・高齢者スポーツ・文化活動の振興 など
- 就労、ボランティア活動への参加の促進
- ・シルバー人材センターへの助成
- ・ボランティア活動への支援
- 趣味や教養、スポーツ、ボランティア活動などの活動の場の提供 など

高齢者に関する各種相談窓口

- 介護保険・高齢者福祉に関すること
- ・長寿福祉課
- （☎内線123・126）
- ・地域包括支援センター
- （☎0745(74)5666）
- 保健・健康に関すること
- ・保健センター
- （☎0745(70)0001）

平成30年度から介護保険料が変わります

介護保険制度は、社会保険制度であり、加入者の保険料や公費によって、介護を必要とする人の負担を少なくしようとするものです。第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、介護サービスにかかる費用等の約23%分をまかなうこととなっており、今後3年間（平成30～32年度）の介護保険サービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。平成30～32年度の保険料基準額（第5段階の保険料）は、年額61,390円（月額5,116円）となり、各段階の保険料は下表のとおりとなりました。

みなさんから納められた保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

段 階	対 象 者	基準額に 対する割合	保険料年額 (円)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で、市町村民税非課税世帯の人 市町村民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 	基準額×0.44	27,010
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 	基準額×0.68	41,740
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人 	基準額×0.70	42,970
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人で、世帯は市町村民税課税の人 	基準額×0.88	54,020
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は市町村民税非課税、世帯は市町村民税課税の人（第4段階以外の人） 	基準額×1.0	61,390
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 	基準額×1.16	71,210
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 	基準額×1.25	76,730
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 	基準額×1.5	92,080
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 	基準額×1.7	104,360
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 	基準額×1.8	110,500
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 	基準額×1.9	116,640
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人 	基準額×2.0	122,780
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人 	基準額×2.2	135,050

それいけ！ 斑鳩

斑鳩町で行われたイベントや学校行事など、まちの話題をお届けします。Facebook や斑鳩町観光協会のInstagramでも、どんどん情報を発信していきますので、あわせてご覧ください。詳しくは、裏表紙を見てね。



高

円宮賜杯第38回全日本学童軟式野球大会 マクドナルド・トーナメントに出場！！

～ 斑鳩少年野球部表敬訪問 ～

斑鳩少年野球部が、3月に実施された奈良県予選を勝ち抜き、創部初となる全日本学童軟式野球大会への出場を成し遂げました。選手たちは、「今度は全国大会優勝をめざし力の限り戦ってきます！」と、決意を語りました。

大会は8月19日～24日、東京の明治神宮野球場などで行われます。みなさんの応援よろしくをお願いします。



地

域農業の発展に向けて

～ 福田 前農業委員会会長・
町農業委員会 農林水産大臣表彰 ～
～ いかるが溜池土地改良区
全国土地改良功労者等表彰 ～



◀ いかるが溜池
土地改良区
役員のみなさん



▲福田 前農業委員会会長と町農業委員会

福田武二郎 前農業委員会会長が、16年間にわたり、農業委員会委員として地域の農業振興に寄与されたとして、これまでの功績が認められ、農林水産大臣表彰を受賞されました。

福田氏は、平成17年7月から農業委員会会長に就任。委員会の要として組織を牽引し、そばや菜の花、黒米などの特産品の開発やPRに尽力されてきました。

また、町農業委員会が、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消により、農地利用の最適化を推進したとして、これまでの活動実績が認められ、農林水産大臣表彰を受賞されました。

さらに、いかるが溜池土地改良区が、農業生産基盤の整備と農村の保全と管理を行う土地改良事業の推進に多大な貢献をしたとして、これまでの活動実績が認められ、全国土地改良功労者等表彰で金賞表彰を受賞されました。

みなさんの今後ますますのご活躍を期待します。



交

流をとおしてまちを考える

～ 小田原市立千代中学校修学旅行 ～
5/18・法隆寺 i センター

斑鳩町と文化交流協定を結ぶ小田原市から、千代中学校3年の生徒が修学旅行で斑鳩町を訪問。学習の一環として、町職員が文化財・福祉・観光・環境の各分野で講義を行い、斑鳩町の現状や課題、魅力などについて理解を深めていただきました。

今後お互いに交流を深め、よりよいまちづくりにつなげていくことを期待します。



人

権の花を咲かせよう

～ 人権の花運動 ～
6/1・斑鳩黎明保育園

人権擁護委員のみなさんと斑鳩黎明保育園の園児がミニひまわりの種を植えました。

人権の花運動は、子どもたちが協力して花を育てることで、生命の尊さを実感し、優しさと思いやりの心を育てようと、人権啓発活動のひとつとして実施されています。



い

かるがの里 クリーンキャンペーン

～ ボイ捨てゼロをめざして、
みんなでまちをきれいに ～
5/26・町内各所

毎年恒例の「いかるがの里クリーンキャンペーン」が行われ、約2,000人が清掃活動に参加し、2,240kgのごみが集められました。



▲ 斑鳩の枝葉・草、生ごみからつくられた「たい肥」と、「ゴーヤの苗」が配布されました



▲ 町内各所でごみ拾い
まちをきれいにすると気持ちがいいね！

また、役場正面駐車場では、清掃活動に参加された人に、たい肥・ゴーヤの苗が配布されました。斑鳩町地球温暖化対策地域協議会（愛称：エコるが）から配布されたゴーヤの苗。上手に育てて、緑のカーテンにすることで夏の暑い日差しを和らげ、エコで涼しい夏を過ごしてください。

みんなで環境にやさしい、きれいなまちをつかっていきましょう。



世界文化遺産登録25周年！



法隆寺・法起寺を構成資産とする「法隆寺地域の仏教建造物」が、平成5年（1993年）12月11日に日本で初めて世界文化遺産に登録されて、今年で25年。貴重な文化資源を未来へ引き継ぎ、魅力ある斑鳩町を世界へ発信し、「世界文化遺産」にふさわしいまちをめざして、まちづくりをすすめてきました。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック、2021年には法隆寺を建立した聖徳太子1400年御遠忌を迎え、多くの観光客が斑鳩町に訪れることが予想されます。

世界文化遺産登録25周年の今年を皮切りに、3年後の聖徳太子1400年御遠忌に向けた取り組みを通して、たくさんの方々に斑鳩町を訪れていただき、もっと斑鳩町のことを知っていただくため、「**聖徳太子 和く和くプラン**」と題し、新たな観光まちづくりをすすめていきます。



▶ 「聖徳太子 和く和くプラン」の主な事業 ◀

世界文化遺産活性化事業

世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームを立ち上げ、インバウンド向けホームページや新たな観光ガイドブックの作成など、民間団体などと連携してさまざまなPR活動を行います。今年8月から、東京都で斑鳩セミナー（5回）を開催する予定です。



聖徳太子の里 ツーデーウォーク

NPO 法人奈良県ウォーキング協会、三郷町、安堵町、王寺町と連携し、ウォーキングイベントを通して「聖徳太子ゆかりのまち」として、全国・世界に広くアピールします。



斑鳩ブランドの認定

斑鳩町商工会との協働により、斑鳩や奈良県の資源を生かした産品を「斑鳩ブランド」として認定します。また、新たな体験プログラムなどの商品開発も行います。



奈良県との協働のまちづくり

3月22日、奈良県と地域の持続的発展や活性化のための「まちづくりに関する連携協定」を締結。「法隆寺とJR法隆寺駅周辺地区」における、「まちあるき」「周遊・着地型観光のまちづくり」の推進に取り組みます。

マルシェ&ホテル&駐車場複合施設誘致

観光客がもっとゆっくり斑鳩の里を楽しむことができ、また、町の観光産業も発展するよう、「マルシェ・ホテル・駐車場複合施設」を民間誘致することとし、その準備をすすめています。

斑鳩町史の編さん(改訂版)

昭和54年(1979年)に発刊された現行の斑鳩町史については、藤ノ木古墳の発掘など、近年に進展のあった事項を記述するとともに、誰にでも読みやすい町史とするため、その調査と執筆作業をすすめています。



ほかにも、
新しいプロジェクト
検討中！



「法隆寺ゆかりの都市文化交流事業」

法隆寺ゆかりの都市文化交流協定締結1周年記念として、7月21日(土)から「夏季特別展」を開催します。

今月号では、夏季特別展と、特別展にあわせて開催する「歴史講演会」についてご紹介します。



▲昨年度の「法隆寺食封サミット」のようす

法隆寺ゆかりの都市文化交流協定

奈良時代に、皇族や貴族、寺社などに對し、一定期間に指定された土地から得られる税の一部を与えられる制度がありました。この臨時的な収入のことを「食封」といいます。

奈良時代にとりまとめられた、法隆寺の創建と財産を記した『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』には、法隆寺の経営を支えるため、朝廷から賜った「食封」が、現在の兵庫県姫路市、兵庫県朝来市、神奈川県小田原市、群馬県高崎市の4市にあったことが記されています。

こうした縁から、法隆寺の大野管長の呼びかけにより、平成29年7月22日に、当町と4市との間で、「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」を締結し、同日開催の「法隆寺食封サミット」において、今後の交流のあり方などについて話しあいました。

各地域の古代のようすを紹介する展示会の開催

交流協定締結1周年を記念して、展示会「法隆寺食封で結ばれた文化交流展—法隆寺がつなぐ各地域の古代の様相—」(会期：7月21日(土)

9月2日(日))を開催します。

展示会では、高崎市にあるユネスコの「世界の記憶」登録を受けた「上野三碑」の実物大レプリカや、寺院跡出土瓦や官衙遺跡から出土した土器など、各地域の考古資料や歴史資料の展示を予定しています。

他にも、飛鳥時代〜奈良時代(7〜8世紀)を中心とした法隆寺や斑鳩地域とこれら4地域の歴史や文化についての展示を行いますので、ぜひご覧ください。

※展示会の初日となる7月21日(土)は、法隆寺と各市の代表が参列し、開会式を行います。展示のご観覧は、開会式終了後となります。

歴史講演会の開催

展示会初日の7月21日(土)午後からは、展示会の開会を記念した「法隆寺食封 歴史講演会」を開催。考古学者による記念講演と、各市の文化財担当職員による各地域の歴史や文化についての講演を開催します。これらの行事が、各地域の歴史や文化について理解を深めていただくきっかけになればと思います。

「法隆寺食封 歴史講演会」

日時 7月21日(土) 午後1時30分～4時30分
会場 中央公民館 大ホール
講師 ・元近畿大学教授 大脇 潔 氏
・4市の文化財担当職員
参加費 無料
申込 不要

斑鳩文化財センター 臨時休館のお知らせ

夏季特別展に伴う展示替えのため、下記期間を臨時休館します。
7月16日(祝・月)・17日(火)・19日(木)・20日(金)
9月3日(月)・4日(火)
問合せ 斑鳩文化財センター (水曜休館)

(☎0745-70-1200)



協働のまちづくり



住民活動センター（住民活動の拠点）から、住民活動の7つの柱のうちの一つ、「活動に役立つ講座の開催」の内容を紹介します。

問合せ 住民活動センター（生き生きプラザ斑鳩内）
☎0745 71000(代) ☎090-5890-9527
✉ikarugakyodo@yahoo.co.jp 🌐http://ikaruga-kyodo.jimdo.com/

こんな講座を実施しています！

昨年度の住民活動センター講座は、「団体のPRリーフレット作成」「団体のデモンストレーション」「団体運営のためのお金の集め方・活かし方」をテーマに開催。特に、活動を継続するために不可欠な「お金の集め方・活かし方」講座は、大反響を呼びました。ファイナンシャル・プランナーの萩原有紀氏を講師に迎え、住民活動団体が収入を得る方法や、具体的な助成金の探し方まで説明があり、質疑応答では参加者から多くの質問が寄せられました。

今年度は、6月に団体活動のPRに役立つ「SNSを活用してみよう！」講座を開催したところです。



住民活動に関する「こんな講座があったらいいな」という希望がありましたら、ぜひ、声をお聞かせください。



▲「お金の集め方・活かし方」講座のようす



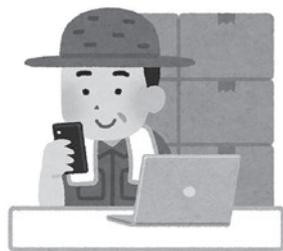
萩原 有紀 講師

協働のホームページで 全国の助成金情報を確認できます

協働のまちづくりのホームページでは、団体の活動に役立ててもらおうと、全国の助成金情報の一部を掲載しています。活動の幅を広げたい人、何か新しいことをはじめようと考えているみなさん、どうぞ参考にしてください。

- 新しく活動をはじめようと思っている人
- 団体を立ち上げたい人

ぜひ住民活動センター
にご相談ください！



◆ イベント情報 ◆

7月18日(水) 午前10時～ 正午	「よみかせ絵本 － スキルアップ講座 －」 3～5才向けの絵本の読み聞かせを学びます。 場所 生き生きプラザ斑鳩 2階 大会議室
7月18日(水) 午後1時～ 2時	「わらべうた講座」 親子でわらべうたにあわせて遊びませんか。 ※詳細は、6月号お知らせ版 5ページをご覧ください。
7月28日(土) 午前9時～ 11時	「家庭菜園持ち寄り朝市」 会員が持ち寄った野菜で朝市をします。 場所 興留4丁目4-21 岡田邸前

開催場所などの詳細は、斑鳩町協働のまちづくりのホームページに掲載しています。



図書館へ行こう！

斑鳩町電子図書館をご利用ください

図書館では斑鳩町電子図書館サービスを行っています。
インターネットを通じて、パソコンやスマートフォン、タブレットで電子書籍を利用することができます。ご利用にはパスワード登録が必要です。(メールでのお申し込みも可能です)
詳しくは、図書館カウンターへお問い合わせください。



おはなし会・読み聞かせ



■町立図書館

水曜日のおはなし会

日時 7月11日(水)
午後2時～

協力 ひこはな絵本の会

対象 0歳～6歳

土曜日のおはなし会

日時 7月21日(土)
午後3時～

協力 おはなしさんぽ

対象 小学生以下

場所 いずれも多目的室

定員 各25人(先着順)

※会場がいっぱいになった場合は、お子さんを優先とします。

■中央公民館図書室

0歳からの絵本のじかん

日時 7月10日(火)
午前11時～

対象 0歳～4歳

定員 10人

お知らせ



えほんのひろばの開催

絵本が好きな人どうし、一緒に絵本を読みあいませんか。楽しくて、元気の出る絵本をたくさん並べています。

赤ちゃんから大人までどなたでも参加していただけます。(展示している本の貸出もできます)

日時 8月1日(水)～5日(日) 午前10時～午後3時
(上記以外の時間もひろばのスペースは開放しています)

場所 町立図書館 児童フロア



■図書展示

「読書感想文課題図書」

「空を観察しよう」です。



広報クイズ

町政や広報についてのご意見・ご要望も、お書き添えください。

Q 「法隆寺地域の仏教建造物」が世界文化遺産に登録されて、今年で〇〇年。さて、〇〇に入る数字は何でしょう。
(7月12日(木)必着)

応募方法 はがきにクイズの答え、住所、氏名、電話番号を書いて、「〒636-0198 斑鳩町役場・広報クイズ係」まで。正解者のなかから、抽選で2人に「若竹」で使える商品券(1,000円分)をプレゼントします。プレゼントの当選は、発送をもってかえさせていただきます。

● 6月号広報クイズの答 ミューオン (応募総数12) ●

町民憲章 (平成9年5月9日制定)

わたしたちは、聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくりまします。

- 一、歴史と文化を大切に、貴重な遺産を次の世代に伝えます。
- 一、恵まれた自然との調和をはかり、やすらぎのあるまちにします。
- 一、人権を尊重し、心のふれあうまちをめざします。
- 一、ともに生き、ともに学び、未来を拓く活力のあるまちにします。
- 一、知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます。



◀町の花「ささんか」



● 催 し ●

**第21回斑鳩の里
子ども夏まつり**

中央公民館（水曜休館）
☎0745⑦41511

日時 7月8日(日)

午後4時～7時（雨天決行）

場所 中央公民館

内容 模擬店、チャレンジゲーム、
なつかしい遊びコーナーなど盛り
だくさん

主催 斑鳩の里子ども夏まつり実行
委員会

お願い

- ・保護者同伴でお越しください。
- ・駐車場がありませんので、車での
ご来場はご遠慮ください。
- ・ごみの持ち帰りにご協力くださ
い。

主な連絡先	
斑鳩町役場	☎0745-74-1001
上下水道課（上水道係）	☎0745-74-1401
上下水道課（下水道係）	☎0745-74-2406
町立図書館	☎0745-75-7733
中央公民館	☎0745-74-1511
東公民館	☎0745-74-4122
西公民館	☎0745-75-3911
中央体育館	☎0745-75-3100
斑鳩文化財センター	☎0745-70-1200
生き生きプラザ斑鳩	☎0745-70-1000
保健センター	☎0745-70-0001
斑鳩町観光協会	☎0745-74-6800
ふれあい交流センター いきいきの里	☎0745-74-0990
衛生処理場	☎0745-74-2371
西老人憩の家	☎0745-74-1517
東老人憩の家	☎0745-74-5050
三室休日診療所	☎0745-74-4100
いかるがホール	☎0745-75-7743
斑鳩町シルバー 人材センター	☎0745-75-0884
斑鳩町地域包括 支援センター	☎0745-74-5666

「子ども考古学教室」開催

斑鳩文化財センター（水曜休館）

☎0745⑦1200
☎0745⑦1201

①こども勾玉づくり教室

古代のアクセサリーである「勾玉」
をつくりまします。

日時 8月5日(日)

午後1時30分～

場所 中央公民館 創作室

対象 町在住の小学4～6年生とそ
の保護者

定員 15組30人

（定員を超えた場合は抽選）

参加費 材料費200円・保険料
（100円程度）（※当日徴収）

②こども鏡づくり教室

古代の権力者が好んで手に入れた
「銅鏡」のミニチュアをつくりまします。

日時 8月19日(日)

午後1時30分～

場所 中央公民館 創作室

対象 町在住の小学4～6年生とそ
の保護者

定員 10組20人

（定員を超えた場合は抽選）

参加費 材料費600円・保険料
（100円程度）（※当日徴収）

募集期間 ①、②とも7月17日(火)
～30日(月)（水曜休館）

申込・問合せ 斑鳩文化財センター
窓口・faxで受付します。詳し
くは、斑鳩文化財センターへお問
い合わせください。

自衛官を募集します

自衛隊奈良募集案内所

（奈良市高天町11-1高天飯田ビル）
☎0742②75701

種目 ①航空学生 ②一般曹候補生

③自衛官候補生 ④防衛大学校

⑤防衛医科大学校（医学科・看護
学科）

受付 ①・②は、7月1日(日)～9
月7日(金)（締切日必着）

③は年間を通じて

④・⑤は、9月5日(水)～9月28
日(金)（締切日必着）

※詳しくは、自衛隊奈良募集案内所
へお問い合わせください。



町職員募集

総務課
(☎内線271)

斑鳩町役場に勤務する職員を募集します。

採用予定の職種と人員 下表のとおり
 試験日時 第1次試験 8月26日(日)
 第2次試験 9月下旬(予定)
 第3次試験 10月下旬(予定)

試験会場 斑鳩町役場(予定)

採用予定日 平成31年4月1日

受験申込 インターネットでお申し込みください。
 ※窓口、電話、faxによる受付はできません。

申込期間 7月2日(月)～31日(火)
 ※詳しくは、町ホームページの試験案内をご覧ください。

注意事項 受験資格がなかったり、受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、受験または合格を取り消すことがあります。

採用試験が 受験しやすくなりました！

- 教養試験なし！
公務員試験対策不要！

今年度は、従来的一般教養などの学力試験を実施せず、適性試験や面接で、より人物重視の選考を実施します。そのため、特別な公務員試験対策は必要ありません。

- 40歳まで対象年齢を拡大！

年齢要件が広がりました。募集職種すべてにおいて、昭和53年4月2日以降に生まれた人を対象としています。

新しい斑鳩を創るため、熱意あふれる人、人との関わりあいを大切にすることを募集していますので、この機会にぜひご応募ください。

職種	採用予定数	年齢要件	説明
一般事務職	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた人	・学校教育法による高等学校等以上の学校を卒業した人または平成31年3月卒業見込みの人
一般事務職 (身体障害者)			・学校教育法による高等学校等以上の学校を卒業した人または平成31年3月卒業見込みの人 ・身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている人で、自力による通勤、介護者なしの勤務が可能の人。また、活字印刷文による出題に対応でき、かつ、口頭による面接試験に対応できる人
考古学技師			・下記の条件をすべて満たす人 ・博物館法に基づく学芸員の資格を有する人または平成31年3月31日までに資格の取得見込みの人 ・学校教育法による大学(短期大学をのぞく)もしくは大学院において、考古学または歴史学・文化財学に関する専門課程を履修し卒業した人または平成31年3月卒業見込みの人
保育士・幼稚園教諭			・保育士および幼稚園教諭の両方の資格を有する人または平成31年3月31日までに両方の資格の取得見込みの人 ・保育士・幼稚園教諭は、町立保育園または町立幼稚園のいずれかで勤務します。



お知らせ

結婚50年(金婚式)を迎えられるご夫婦へ

長寿福祉課

(☎内線123・126)

斑鳩町では、結婚50年を迎えられるご夫婦に敬意を表し、9月15日(土)に開催する「敬老会」で記念品を贈呈させていただく予定です。該当する人は、7月末日までに長寿福祉課へ手続きをお願いします。

対象 斑鳩町に住所があり、昭和43年1月1日～12月31日に婚姻届を出されたご夫婦

持物

本籍地が町内の人：印かん
本籍地が町外の人：戸籍抄本またはこれに代わる書類(婚姻日が確認できる書類)

7月の納税

納期限 7月31日(火)

○固定資産税(第2期分)

……… 納税課(☎内線153)

○国民健康保険税

……… 納税課(☎内線153)

○介護保険料

(普通徴収・第1期分)
……… 長寿福祉課(☎内線126)
お忘れなく納付してください。

町民プールを無料開放します

生涯学習課 (☎内線237)

1人でも多くの人に水に親しんでいただくため、下記の3日間、町民プールを無料開放します。

無料開放日

7月25日(水)・8月13日(月)・8月24日(金)

※入場料(通常大人350円、小人100円)は無料となりますが、付属設備使用料(ロッカー代1個10円)は必要となります。

※昨年度まで実施していた夏季一斉閉庁は実施せず、斑鳩町役場本庁舎・水道庁舎は通常通り業務を行います。

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

青少年の健全な育成について、斑鳩町青少年問題協議会では、年間を通じて次の取り組みを行っています。

- 青少年の健全育成に関する啓発活動
- 西和警察・西和地区地域安全推進委員斑鳩支部との町内巡回活動
〈青少年の非行行為などの情報提供は、生涯学習課(☎内線237)へお願いします〉
- 青少年悩みごと教育相談(毎週火曜・金曜・土曜日 午前9時～午後4時 中央公民館内)
〈要事前申込(☎0745-74-0077)〉

7月の相談

内容	相談日	時間	場所	申込
無料法律相談	10日(火)、17日(火)、24日(火) (電話予約申込順)	13:00~16:00	役場1階 第2会議室	住民課 (内線163)
消費生活相談	26日(木)	9:00~16:00	役場1階 第3会議室	申込不要 問合せ 住民課 (内線163)
人権相談	5日(木)、12日(木)、19日(木)	13:00~16:00		
行政相談	11日(水) (毎月第2水曜日)	13:00~16:00		
創業支援相談	3日(火)、10日(火)、24日(火)	10:00~12:00 18:00~20:00	商工会館	斑鳩町商工会 ☎0745-74-2500
青少年悩みごと教育相談	毎週火・金・土曜日	9:00~16:00	中央公民館	事前に☎74-0077までご連絡ください
出前サポステの若者自立無料相談	毎月第4金曜日	10:00~12:00	中央公民館	☎0744-44-2055 fax0744-44-2056 (若者サポートステーションやまと)
子育て相談	毎月第2・第4水曜日	9:00~16:00	生き生きプラザ斑鳩相談室	福祉子ども課 (内線125)
女性のための相談	13日(金) (第2金曜日)	9:30~12:30	役場会議室	予約専用 ☎0745-75-9269 休日を除く 8:30~17:30
	27日(金) (第4金曜日)	13:00~16:00		

※相談の時間が9:00~16:00の場合は、12:00~13:00の間は不在となります。

7月は“社会を明るくする運動” 強調月間

毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間となっています。

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力をあわせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

この機会に、犯罪のない明るい社会を築くために、どのようなことができるかを、一人ひとりが考え、ご支援くださいますようお願いいたします。

更生保護：立ち直りを支えるしくみ

罪を犯した人たちの立ち直りを助け、
再び犯罪や非行に陥るのを防ぐしくみを更生保護といいます。
更生保護は地域に住む多くの人たちに支えられ、すすめられています。



犯罪や非行を防止し、立ち直りをさせる地域のチカラ

私たちの身のまわりでもさまざまな犯罪が発生し、増加しています。犯罪のない安心してらせる社会を築いていくためには、犯罪を取り締まるだけでなく、一度罪を犯してしまった人たちが二度と過ちを犯さないよう更生を支援すること、また、犯罪が起こらない社会にしていくことが重要です。保護司は、犯罪や非行を生まない地域づくりのため、これらに努力しています。

生駒南地区保護司会



夏休みこどもクッキング

日時：7月31日(火)
午前10時～午後1時
対象：小学生
場所：保健センター 調理実習室
持物：エプロン、三角巾、ふきん・
台ふき各1枚、筆記用具
定員：25人(先着順)
費用：500円
申込：7月4日(水)～
7月25日(水)



今年は
カラフルおにぎり、
とん汁、デザート
です

お弁当づくりを通し
て、料理をつくる楽
しさを味わってみま
しょう

子どもがつくるお弁当づくり

日時：8月22日(水)
午前10時～午後1時
対象：小学4～6年生と中学生
場所：保健センター 調理実習室
持物：エプロン、三角巾、ふきん・
台ふき各1枚、筆記用具、
自分のお弁当箱
定員：25人(先着順)
費用：500円
申込：7月4日(水)～8月17日(金)



二種混合・日本脳炎の追加予防接種のお知らせ

※幼児期に受けた予防接種の免疫を強化するため、体調にあわせて追加接種を早めに受けましょう！

	第2期日本脳炎予防接種	ジフテリア・破傷風予防接種
対象	9歳以上13歳未満	11歳以上13歳未満
標準的な接種年齢	9歳	11歳
幼児期に基礎免疫をつけた予防接種	日本脳炎予防接種	三種混合予防接種
接種費用	無料	
接種方法	個別接種(事前に委託医療機関へ電話で予約して受けてください)	
持物	予診票、母子健康手帳、保険証	

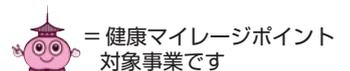
※第2期日本脳炎予防接種は9歳、ジフテリア・破傷風予防接種は11歳の誕生日の翌月に個人通知します。

日本脳炎予防接種の特例措置について

- 平成19年4月2日～平成21年10月1日生の人は、9～13歳未満の間に1期(3回分)の不足分を定期接種として接種できます。
- 平成19年4月1日生以前の人は、20歳になるまでの間に1期・2期(4回分)の接種のうち不足分を定期として接種できます。



健康カレンダー



事業名	実施日	受付時間	対象	内容など
身体計測	7月20日(金)	9:30～ 11:00	就学までの児	○身長・体重・頭囲・胸囲の測定 持物：母子健康手帳 申込：7月19日(木)まで
乳幼児相談 (育児・栄養相談)	7月24日(火)	13:30～ 15:00	就学までの児	○育児や食事のことなどについての相談 持物：母子健康手帳 申込：各実施日の前日まで
	8月7日(火)	9:30～ 11:00		
わんぱく広場	7月25日(水)	13:15～ 13:30	H29年12月・ H30年1月生	○赤ちゃん体操・発達などについての話 持物：母子健康手帳、バスタオル 申込：7月24日(火)まで
	7月26日(木)	9:45～ 10:00	1歳～ 1歳6か月児	○歯科衛生士による歯のみがき方、生活リズムについての話 持物：母子健康手帳、歯ブラシ、ハンドタオル 申込：7月25日(水)まで
子育て教室	7月27日(金)	9:45～ 10:00	1歳6か月児～ 3歳児	○テーマ「暑さを吹きとばそう」 内容：手遊び・ペープサート・臨床心理士による子育てアドバイス 申込：7月26日(木)まで(先着25組)
助産師相談	7月18日(水) 25日(水) 8月1日(水) 8日(水)	9:00～ 11:15	妊娠中の人や 乳幼児の保護者	○産前・産後についての相談や母乳育児・授乳などについての相談 申込：各実施日の前日まで



ジカ熱・デング熱の運び屋 蚊から身を守ろう！

ジカ熱やデング熱の原因となるウイルスは、それらの感染症に感染した人の血を吸った蚊（日本ではヒトスジシマカ）の体内で増え、その蚊がまた他の人の血を吸うときにウイルスを移し、感染を広げていきます。感染しても全ての人に症状が出るわけではありませんが、発熱や関節の痛み、発疹が出るといった症状が1週間ほどです。また、ジカ熱は妊婦が感染すると小頭症などの先天性障害をもった子どもが生まれたり、デング熱では出血を伴うデング出血熱となり重症化することがあります。

● 予防のポイント ●

その① 蚊に刺されない

蚊のいそうな場所では、白など薄い色の長袖・長ズボンを着用しましょう。また虫除けスプレーなどを使用しましょう。

その② 蚊の発生を減らす

蚊は小さな水たまりを好みます。身近な水たまりをなくし幼虫の発生を防ぎましょう。また下草を刈るなど、成虫が潜む場所も減らしましょう。



風通しの悪い
やぶ・草むら



植木鉢の皿



雨ざらしの用具



雨よけのブルーシートや古
タイヤに溜まった水たまり



詰まった排水溝



屋外に放置された空きビン・
缶・ペットボトル

健康診査を受けましょう！



40歳以上の斑鳩町国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者には、町から受診券を郵送しています。その他の医療保険に加入している人はご加入の保険者にご確認ください。

※下記に該当する40歳以上の人は、町内の委託医療機関による受診となりますので、保健センターで受診券発行の手続きが必要です。

- 年度途中に加入健康保険が国民健康保険へ変わった人
- 生活保護を受給している人



= 健康マイレージポイント対象事業です

■ がん検診(集団)予定表 (事前申込要：電話申込可)

家族そろってがん検診！

事業名	実施日	受付時間	対象	注意事項
大腸がん検診 	7月18日(水) 容器提出日	9:00~ 11:00	35歳以上	○容器は提出日1週間前までに保健センターで 購入してください。(容器代300円) ※事前申込不要 ☆持物：健康手帳 ☆結果：4週間前後で異常の有無にかかわら ず、通知します。 ☆手話通訳が必要な人は事前申し込みが必要で す。

■ 健康相談予定表 (事前申込要：電話申込可)

事業名	実施日	時間	定員	内容
こころの健康相談 (精神保健福祉士による)	8月6日(月)	13:00~ 15:00	2人	気分が落ち込みやすくなった、 理由もなく涙が出る、 最近家族の様子がおかしいなどの相談。

広報 斑鳩 いかるが

7月号

平成30年7月1日発行
(通巻634号)

人の動き

28,314人
(前月比 +20)
男13,417人
女14,897人

11,707世帯
(前月比 +19)

(平成30年5月31日現在)
問合せ
斑鳩町総務部まちづくり政策課

〒636-0198
奈良県生駒郡斑鳩町
法隆寺西3丁目7-12

☎ 0745④1001
fax 0745④1011

※かけ間違いに注意!

Eメール
info@town.ikaruga.nara.jp
ホームページ
http://www.town.ikaruga.nara.jp/



公式SNS とつながろう!

● Facebook...  ...@nara.ikaruga

町内の魅力や旬な情報を発信していきます!

● Instagram...  ...@ikaruga_official

斑鳩町観光協会の公式アカウント

「#斑鳩町」「#ikaruga」で投稿して、斑鳩の魅力を世界に発信しましょう!

このアイコンが
目印! →



Facebook・Instagram
ページ内で検索してね♪

斑鳩町

検索

まちあるき観光施設に無料公衆無線LAN (Wi-Fi) を整備する事業者に対し、費用の一部を補助する制度があります。詳しくは、まちづくり政策課へお問い合わせください。(☎内線213)



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

*この「広報斑鳩」は町内の全家庭に直接お届けしています。
ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。
問合せ：総務課 (☎0745④1001 内線273)